

久喜総合文化会館指定管理業務に関する仕様書

久喜市市民部  
市民生活課

## 目 次

	<b>(総合管理業務仕様書)</b>	
1	環境衛生管理業務仕様書	2
2	空気環境測定業務	3
3	給水管理業務	3
4	害虫及びねずみ防除業務	4
5	清掃業務	4
6	設備管理業務仕様書	5
7	警備業務仕様書	7
*	パトロールレコーダーによる巡回警備指示事項	9
*	別表1：環境衛生管理基準	10
*	別表2：水質検査の項目及び頻度	11
*	別表3：作業実施基準表	12
	<b>(総合管理業務以外の保守点検等を含む業務)</b>	
8	舞台操作	17
9	舞台装置設備保守	21
10	舞台音響設備保守	21
11	舞台照明設備保守	29
12	ピアノ保守	32
13	冷暖房機保守	33
14	空調用中央監視盤及び自動制御機器保守	34
15	空調用水処理保守点検	35
16	油圧式高所作業台保守	36
17	自家用電気工作物の保安管理	36
18	非常用自家発電設備保守	36
19	蓄電池設備保守	37
20	ITV設備保守	37
21	エレベーター設備保守点検仕様書	38
22	自動ドア開閉装置保守	44
23	構内電話及びその付属設備保守	46
24	消防設備保守	46
25	建築物点検業務	48
26	緑地管理業務	49
27	プラネタリウム保守点検仕様書	49

## [総合管理業務仕様書]

安全かつ円滑に会館運営するため、施設設備機器の保守点検及び環境衛生等の業務について、総合的な管理業務を行う。次に掲げる施設設備機器の保守点検業務及び環境衛生管理業務の特記仕様書に基づく業務を行います。

### 1 環境衛生管理業務仕様書（総合管理）

環境衛生管理技術者の業務 この業務は、特定建築物の維持管理に関し、建築物における衛生的環境の確保を図るため行うものとする。

- 1 建築物の維持管理全般が環境衛生上適正に行なわれるように次の諸業務を行う。
  - (1) 維持管理業務計画の立案
  - (2) 維持管理業務の全般的監督
  - (3) 環境衛生に関する測定又は検査の実施とその結果の評価
  - (4) 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価
  - (5) 環境衛生管理に必要な意見の具申
  - (6) 環境衛生管理に必要な諸書類の作成、関係図面、書類及び図書等の保管
  - (7) その他必要な業務
- 2 業務計画は、次のものを作成する。
  - ・年間管理計画
  - ・月間管理計画ビル環境衛生の維持向上を図るため、広範且つ永続的に必要な措置をとりうるものとする。
- 3 年間管理計画は、前年度計画に伴う実施状況及びその結果を勘案し法令に即して当年度の計画を立てるものとする。
- 4 月間管理計画は年間管理計画の内の当月分について、前月までの実施状況及びその結果を勘案して詳細に計画するものとする。
- 5 維持管理業務は計画に伴い、環境衛生維持管理に関係する事項について行なう。
- 6 計画及び臨時に必要と認められた事項について測定検査及び調整を指導し、又は自ら実施して、その結果を評価して、衛生的環境の維持向上に資する。
- 7 測定、検査、調査その他によって特に改善、変更等を要すると認められた事項については、具体的にその内容を明らかにした文書を持ってその都度、管理者に意見を具申する。
- 8 管理計画の他、実施報告書、測定検査及び調査等の記録並びに評価等に関する書類、関係官公庁等への報告その他の書類、上記各書類に係わる図面等を作成する。
- 9 帳簿書類等は、一定の場所にそれぞれの定められた期間、確実に保存しなければならない。
- 10 帳簿書類等の保存期間は次のとおりとする。
  - (1) 管理基準に関するもの 保存期間 5年
    - ・測定検査に関すること
    - ・点検整備に関すること

(2) 構造設備に関すること 永年保存

・建築物及び設備の図面等及びそれ等の改造、変更等に関する図面等

(3) その他維持管理に関して環境衛生上必要なもの 保存期間 5年

- 1 1 環境衛生管理技術者は、管理者に対して適宜建築物の環境衛生に関して維持管理状況を報告し、特に改善等の必要について説明しなければならない。
- 1 2 環境衛生監視員の当該施設への立ち入り検査が行なわれる時には、検査に立会い、協力しなければならない。
- 1 3 関係官公庁により改善命令を受けた時には、その趣旨に基づき関係する業務にあたる者に周知せしめ、具体的な改善方法を管理者に具申しなければならない。また、その結果を関係官公庁及び市に報告する。

## 2 空気環境測定業務（総合管理）

- 1 法令に基づいて建築物の環境衛生維持の向上を確認すると共に常時安全且つ衛生的空気環境を維持することを目的とする。
- 2 測定の周知、対象、測定個所については別表1の空気環境の測定による。
- 3 測定点は、15ポイントとする。
- 4 測定は厚生労働大臣が認めた者に行わせる。
- 5 記録は別に定める様式に記入し、空気環境測定業務作業報告書に添付する。また、環境衛生管理技術者は、これに所見を添えてこの記録を完成し、管理者に報告する。
- 6 測定機器は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則によるそれぞれの性能を備えたものを使用する。

## 3 給水管理業務（総合管理）

- 1 法令に基づいて建築物の環境衛生維持の状況を確認すると共に常時安全且つ衛生的給水を行なうことを目的とする。
- 2 調査、測定、清掃の周期、対象及び測定個所等については別表1の給水管理による。
- 3 調査、測定、清掃の対象となる水槽は次のとおりとする。

種別	容量	数量	備考
受水槽	38 m <sup>3</sup>	1	スチール製

- 4 水槽の清掃に従事する者は常時健康に留意し、腸管系統染病の有無について2月以内毎に定期にその検査を受け、保菌していないことを確認する。
- 5 清掃作業の実施にあたっては、必ず入浴等によって全身を清潔に保ち、下着類、作業服、靴下、作業手袋及び靴に至るまで、水槽清掃専用に清潔に準備された明色のものを着用し、その後は清掃完了まで他の業務及び場所へ立ち入ってはならない。
- 6 清掃に使用する機材は必ず水槽専用とし、常に清潔に管理しなければならない。また、使用にあたっては、水洗等の方法によって丁寧に洗浄する。

- 7 受水槽清掃作業を実施するにあたっては、構内の換気に十分な注意を払うなど常に安全に配慮し、且つ衛生的手順で行わなければならない。
- 8 作業の監督者は、建築物環境衛生管理技術者又は厚生労働大臣が認めた者とする。
- 9 作業用に使用する照明、電力等の機器は電氣的に安全である他、水に対して破損、漏電等の危険のないものを使用する。
- 10 記録及び報告は、作業監督者が報告書に記入して当該施設の管理者に速やかに提出する。
- 11 水質検査は、厚生労働大臣が指定した者に別表2の管理基準に従って行わせる。
- 12 残留塩素の測定は、管理基準に従って当該建築物の環境衛生管理技術者の監督を受ける者に行わせる。

#### **4 害虫及びねずみ防除業務（総合管理）**

- 1 法令に基づいて建築物の環境衛生維持の状況を確認すると共に常時安全且つ衛生的に良好な環境を提供することを目的とする。
- 2 害虫及びねずみの防除に関して、年間計画及び月間計画に分けて立てる。
- 3 防除作業を実施するにあたっては、管理者と十分に具体的な打合せを行う。
- 4 防除作業を実施するにあたっては、常に安全に配慮し、防除作業従事者の安全、対象の場や物品の安全等を確認した後に作業をおこなう。
- 5 防除作業終了時、作業の効果を確認し、直ちに作業完了報告者を提出する。
- 6 管理基準は、別表1のとおりである。

#### **5 清掃業務（総合管理）**

##### 1 総括

(用語の定義)

(1) この仕様書に用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- ① 日常清掃＝日常清掃とは、床掃き、机の雑巾がけ、吸殻入れ、屑籠、茶殻の処理、ちり払い、便所洗面所等の清掃(床洗いを除く)、トイレトペーパー及び水石鹼の補充等の作業をいう。また、視聴覚ライブラリーと研修室3の移動式間仕切り板の設置及び撤去作業も含む。
- ② 定期清掃＝定期清掃とは、ワックス塗り磨き、金属磨き、便所・洗面所・シャワー室等の床洗い作業等をいう。

(清掃作業実施予定表の提出)

(2) 毎月末日までに翌月分の清掃作業実施予定表を管理者に提出する。

(業務実績報告書の提出)

(3) 業務の終了した月の翌月5日までに清掃作業報告書を管理者に提出する。

(仕様書に不適合な場合の措置)

(4) 清掃が、仕様書に照らし不適合と管理者が認めた場合は、その手直しを命ずることができる。

(臨機の措置)

- (5) 清掃の実施上緊急の必要と認められる場合は、管理者は、清掃実施者に対して所要の措置を求めることができる。
- 2 清掃作業の実施日は、次のとおりとする。
    - ・ 日常清掃は、契約期間のうち休館日を除く毎日実施する。
    - ・ 定期清掃は、作業実施予定表に基づいて実施する。
  - 3 清掃作業の区分及び内容については、別表3 作業実施基準表によるものとする。
  - 4 清掃に使用する材料は、日本工業規格又はこれと同等品とみなされるものとする。
  - 5 この業務に必要な電気、ガス、水道は管理者の負担とし、材料・器械器具類及びトイレトーパー、水石鹸等は、清掃実施者の負担とする。
  - 6 その他この仕様書に記載されていない事項については、管理者と協議して決定するものとする。

## 6 設備管理業務仕様書（総合管理）

### 1 業務内容

(1) 管理業務は関係法令の定めるところに準拠し、次の事項を実施する。

- ① 設備機器の操作運転
- ② 設備の維持管理（日常点検、定期点検、整備補修）
- ③ 設備に関する非常措置
- ④ 設備関係の測定及び記録
- ⑤ 官公庁検査及び改良工事の立ち会い、報告
- ⑥ 外注保守機器の定期検査及び点検の立ち会い
- ⑦ 関係部署との連絡調整

(2) 業務内容の細目

- ① 設備機器の運転操作及び監視
  - ア 電気設備の関係の運転操作及び監視  
(受電設備、負荷設備、弱電設備、その他の電気設備)
  - イ 電気工作物の定期点検
  - ウ 空気調和設備関係の運転操作及び監視
  - エ 換気設備の運転操作及び監視
  - オ 給排水設備の運転操作及び監視
  - カ 消防設備関係の機能管理  
(消防設備、警報設備、避難設備、その他の施設)
- ② 設備に関する非常措置
  - 火災、停電、断水その他災害が発生した場合は、速やかに関係部署と連絡し的確な措置を行うものとする。
- ③ 設備関係の測定記録及び保存期間

設備関係の測定記録は次のとおりとする。

ア 日誌（運転日誌、作業日誌）	保存期間	3年以上
イ 日常点検記録	保存期間	3年以上
ウ 定期点検、測定記録	保存期間	5年以上
エ 事故障害記録	保存期間	3年以上
オ 補修、改良工事	保存期間	3年以上
カ 設備機器、工具計器台帳	永年保存	
キ 業務連絡簿	保存期間	3年以上
ク 設備関係図面（配線図、平面図、配管図、系統図などの整備保管）	永年保存	

## 2 業務人員及び勤務時間

(1) 設備管理業務責任者1名以上及び法令に定められている下記の作業責任者を置くものとする。

- ア ボイラー取扱主任者（実務経験でボイラー2級以上の知識豊かな者）
- イ 危険物保安監督者（危険物取扱主任乙種4類）
- ウ 消防設備点検資格者（消防設備点検資格1種及び2種）
- エ 建築物環境衛生管理技術者

なお、上記の資格者は、重複して所有することを妨げないものとする。又、業務責任者は、作業責任者を兼ねることができるものとする。

(2) (1)のほかこの仕様書に定められた業務を遂行するために必要な人員を常駐させるものとする。また、業務時間は、業務期間のうち休館日を除く毎日とする。ただし、業務遂行に必要とするときは、この限りではない。

## 3 管理計画

設備管理に際しては、業務が系統的かつ統一的に実施できるよう点検作業測定等の施設の安全と衛生環境に関する総合計画を作成し、実施するものとする。

## 4 負担区分

負担区分は次のとおりとする。

項 目	設備管理を行う者の負担
備 品	市の備品類が使用できる(本棚書類入れ、図面、整理箱、工作机、電話機、事務机及び椅子)
部 品	消耗品(パッキン、各種電球等)
測定機器	冷媒検知器、テスター、絶縁抵抗測定器、設置抵抗測定器、電流測定器、検電器、温度計、残留塩素測定器等
工 具	ドライバー、ペンチ、スパナ、レンチ、ニッパ、やすり、管工具類他
事務用品	筆記用具、作業用記録用紙、特定記録用紙
消 耗 品	ウエス、作業手袋、作業靴、安全器具、安全用具、オイル、冷媒等

## 5 引き継ぎ

業務従事者が交代するときは後任者との間に、契約解除になった場合は新規託者との間に、業務所の引き継ぎを完全に行わなければならない。

## 6 その他、この仕様書に記載されていない事項については、協議して決定するものとする。

## 7 警備業務仕様書（総合管理）

この仕様書は、警備業務の大要を示すものであって、現場の状況に応じて、ここに記載されていない事項についても誠意をもって行うものとする。

（委託業務の目的）

### 1 火災、盗難、侵入者による不法行為等による事故を未然に防止するとともに、万一事故発生の際は、迅速かつ適切な措置により被害を最小限度にとどめることを目的とする。

（業務実施）

### 2 目的達成のため、次に掲げる事項及びこれに付随する一切の業務を行う。

#### （1）防火

- ① 火災の予防（建物内への危険物の持込、裸火の使用禁止と規制並びに冷暖房機及び燃焼設備の点検等）と火災の早期発見・初期消火
- ② 火災発生現場への消防関係者の誘導

#### （2）防犯

- ① 盗難の予防
- ② 事故発生現場の保存
- ③ 関係職員退庁後における各室各門等の鍵の保管
- ④ 施錠の点検と確認
- ⑤ 進入可能個所の点検と処置
- ⑥ 潜伏者、はいかい者その他挙動不審者の発見と防除
- ⑦ 不法侵入及び不法行為等の阻止と処置

#### （3）その他

- ① 来庁者の案内
- ② 関係職員退庁後における文書の受領
- ③ 会議室、研修室等の鍵の開閉
- ④ 拾得物の取扱
- ⑤ 電話の対応
- ⑥ 駐車場の整理

（業務員の確保）

### 3 業務の履行を期するため、業務の遂行に適した者を配置しなければならない。

（業務従事者名簿）

### 4 業務従事者名簿に写真を添付し、管理者に提出すること。異動があったときも同様とする。

(警備の方法)

- 5 事故を未然に防止することを重点として、指定した所定の経路を別にしめず基準により巡回警備（パトロールレコーダー使用）する。夜間及び休館日においては機械警備による対応とする。

(実施記録等の提出)

- 6 次に掲げるものを管理者に提出するものとする。
- ・ 警備員勤務日誌
  - ・ 警備記録

(緊急事態発生時の処置)

- 7 業務従事者は、火災、その他緊急事態が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに管理者及び関係者に通報しなければならない。

(義務)

- 8 業務従事者は、職務上知り得た会館の機密に関する事項について第三者に漏洩してはならない。また、業務従事者に対してもその知り得た会館の機密を第三者に漏洩することのないよう厳格に守らせるものとする。

(服務規律)

- 9 業務従事者に対し次に掲げる事項を厳格に守らせるものとする。
- (1) 業務従事者の作業期間中一定の服装を着用させて、業務従事者であることを明瞭にし、常に清潔に保たせること。
  - (2) 勤務中は、礼儀正しく品行を慎み、電話応対並びに外来者に対しては、懇切丁寧を旨とし、かりにも粗暴にわたる言動があってはならない。
  - (3) 勤務中は、所定の場所以外での喫煙その他職務の遂行を怠るようなことをしてはならない。
  - (4) 勤務中は、飲酒をしてはならない（酒気を帯びての勤務も同様とする）。

(負担区分)

- 10 電気、給水、業務遂行のために必要な電話料は、管理者の負担とする。  
警備業務に必要な各種装備類、寝具及び巡回に使用する器具は、警備業務を行う者の負担とする。

(その他)

- 11 その他この仕様書に記載されていない事項については、協議して決定するものとする。

### パトロールレコーダーによる巡回警備指示事項

- 1 別添図面の凡例に基づいて巡回警備を実施すること。
- 2 会館の屋内、屋外を適正に巡回警備できるような順番で実施すること。
- 3 巡回時間及び巡回警備回数は下記のとおりとする。

#### (1) 開館日

1回目	7 : 0 0
2回目	1 0 : 3 0
3回目	1 4 : 0 0
4回目	1 7 : 0 0
5回目	2 1 : 3 0

※ ただし、ホール等の部屋の利用時間を除く。

別表 1 : 環境衛生管理基準

		当該建物の実施基準	
空気環境の測定	測定周期と回数		2月以内毎に定期的に測定 1点を1日3回
	測定対象	浮遊粉塵	推奨値 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下(3回の平均値)
		一酸化炭素	推奨値 10ppm 以下(3回の平均値)
		炭酸ガス	推奨値 1000ppm 以下(3回の平均値)
		温度	推奨値 17~28℃
		相対湿度	推奨値 40~70%
		気流	推奨値 0.5m/s 以下
測定位置		各階毎に居室の中央の床上 75 から120cmの間及び外気取入口前	
測定点の選定		各階毎に	
給水管理	残留塩素	測定周期	7日以内毎に定期的に定点を測定
		推奨値	遊離残留塩素0.1ppm 以上
		測定位置	給水配管系末端の水栓
	水質	検査周期	6月以内毎に定期的に清掃
		基準	別表2
		測定位置	給水配管系末端の水栓
	受水槽清掃	清掃周期	1年以内毎に定期的に清掃
		作業	従事者の健康維持、用具、衣類の消毒、作業終了後水槽清掃
		残留塩素測定	当該水槽内及びそれよりの給水配管系末端の水栓0.2ppm以上
排水管理	雑排水槽清掃	清掃周期	6月以内毎に定期的に清掃
		作業	除去物質の飛散防止、悪臭発生防止
害虫、ねずみ駆除		6月以内毎に定期的に統一的に実施、防鼠、防虫構造点検	
清掃及び廃棄物処理		日常清掃の他に1年以内に照明器具、換気口、シャッター、内壁高所の防塵等の統一的清掃、廃棄物処理系統の点検	
照度及び騒音の測定に定期的に測定		6月以内毎に定期的に測定	
煤煙の測定		12月以内毎に定期的に測定(但し、ボイラー運転期間中1回実施)	

別表 2 : 水質検査の項目及び頻度

6 ヶ 月 に 1 回	省 略 不 可 項 目	一般大腸菌
		大腸菌群
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
		塩素イオン
		有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）
		pH値
		味
		臭気
		色度
		濁度
	1 回 省 略 可	鉛
		亜鉛
		鉄
		銅
		蒸発残留物
1 年 に 1 回	クロロホルム	
	ジブロモクロロメタン	
	ブロモジクロロメタン	
	ブロモホルム	
	総トリハロメタン	
	シアン化物イオン及び塩化シアン	
	クロロ酢酸	
	ジクロロ酢酸	
	臭素酸	
	トリクロロ酢酸	
ホルムアルデヒド		
<p>留意事項</p> <p>① 6ヶ月以内に1回定期的に、省略不可項目（10項目）、鉛、亜鉛、鉄、銅及び蒸発残留物を検査すること。</p> <p>② 前項の検査結果で異常がみられなければ、2回目の検査は、省略不可項目（10項目）以外の5項目は省略できる。</p> <p>③ 毎年、6月1日から9月30日までの間に1回、クロロホルム等消毒性副生成物（11項目）を検査すること。</p>		

別表 3 : 作業実施基準表

階	区 分	面積・数量 (㎡)	材 質	日常 清掃	定期 清掃
B-1F	空調機室	353.2	コンクリートコテ仕上	随時	除外
	蓄熱槽置場	95.7	コンクリートコテ仕上	除外	除外
	ポンプ室	34.2	コンクリートコテ仕上	除外	除外
	ボイラー室	27.0	コンクリートコテ仕上	除外	除外
	電気室	78.3	コンクリートコテ仕上	除外	除外
	発電機室	33.0	コンクリートコテ仕上	除外	除外
	中央監視室	16.2	ビニールシート	毎日	年6回
	設備トレンチ (1) (2)	511.6	コンクリートコテ仕上	随時	除外
	階段 (2)	23.1	コンクリートコテ仕上	毎日	年6回
	階段 (6)	15.6	コンクリートコテ仕上	毎日	年6回

階	区 分	面積・数量 (㎡)	材 質	日常 清掃	定期 清掃
1F	風除室 (1)	21.5	大理石	毎日	月1回
	エントランスロビー	250.0	大理石	毎日	月1回
	風除室 (2)	7.4	花崗岩	毎日	月1回
	情報ロビー	33.5	ビニールタイル	毎日	月1回
	廊下 (1) (2) (3)	277.3	ビニールタイル	毎日	月1回
	情報センター (事務室)	77.5	ビニールタイル	毎日	年6回
	清掃員控室	22.4	ビニールタイル	毎日	年6回
	会議室	58.5	カーペット	毎日	年2回
	ボランティアルーム	19.8	ビニールタイル	毎日	年6回
	自動販売機コーナー	11.2	ビニールタイル	毎日	年6回
	主催者控室 (1) (2)	17.2	ビニールタイル	毎日	年6回
	倉庫	71.5	ビニールシート	随時	年6回
	応接室	12.2	カーペット	毎日	年2回
	便所 (1-M、1-W) (身障者)	40.0	モザイクタイル	毎日	年2回
	湯沸し室 (1)	5.6	ビニールシート	毎日	月1回
	アラーム弁室	2.3	コンクリートコテ仕上	随時	除外
	守衛室	6.1	ビニールタイル	毎日	月1回
	休養室	9.9	タタミ	毎日	除外
	研修室 (1)	80.0	木床及びビニールタイ	毎日	月1回

			ル		
	研修室 (2)	41.0	ビニールシート	毎日	月1回
	サウンドロック	3.6	ビニールタイル	毎日	月1回
	和室 (1) (2)	61.7	タタミ	毎日	除外
	玄関	9.2	玄昌石	毎日	月1回
	階段 (2)	31.9	ビニールタイル	毎日	月1回
	階段 (6)	12.1	コンクリートコテ仕上	毎日	月1回
	階段 (1)	53.2	カーペット・大理石	毎日	月1回
	サウンドロック (8) (9)	7.1	ビニールシート	毎日	月1回
	踏込 (1) (2)	9.2	ビニールシート	毎日	月1回
	流し	4.2	ビニールタイル	毎日	月1回
	スロープ (1) (2) (3)	23.5	ビニールシート	毎日	月1回
	出入り口 (3)	7.4	コンクリートコテ仕上	毎日	月1回
	厨房	18.6	磁器タイル	除外	除外
	軽食喫茶室	105.7	合成樹脂塗床	除外	除外
	収納庫	6.8		除外	除外
	パネル収納庫	6.0		除外	除外
	更衣室	3.0		除外	除外

階	区 分	面積・数量 (㎡)	材 質	日常 清掃	定期 清掃
大ホール 部 門	大ホール舞台	346.4	木造	毎日	月1回
	脇舞台 (上下)	214.9	合成樹脂塗床	毎日	月1回
	ピアノ庫 (1)	22.2	ビニールシート	随時	除外
	道具庫	16.2	合成樹脂塗床	随時	除外
	アラーム弁室	9.0	コンクリートコテ仕上	随時	除外
	スピーカー室	15.4	コンクリートコテ仕上	随時	除外
	サウンドロック (1) (2)	14.5	カーペット	毎日	年2回
	客席	873.3	カーペット及びビニールシート	毎日	年4回

階	区 分	面積・数量 (㎡)	材 質	日常 清掃	定期 清掃
小ホール 部 門	小ホール舞台	105.6	木造	毎日	月1回
	脇舞台	50.5	合成樹脂塗床	随時	月1回
	ピアノ庫 (2)	13.2	ビニールシート	毎日	除外

	アラーム弁室	5.2	コンクリートコテ仕上	毎日	除外
	サウンドロック (6)	5.4	カーペット	毎日	年2回
	客席	223.8	ビニールシート	毎日	月1回
	小ホールホワイエ	160.2	カーペット	毎日	年4回
	階段 (5)	33.2	カーペット	毎日	年4回
	便所 (3-M、3-W)	40.2	モザイクタイル	毎日	月2回
	サウンドロック (7)	12.1	ビニールシート	毎日	月1回
	スロープ (4) (5) (6)	38.8	ビニールシート	毎日	月1回
	身障者便所 (2) (3)	63.0	モザイクタイル	毎日	月2回

階	区 分	面積・数量 (㎡)	材 質	日常 清掃	定期 清掃
楽屋部門	風除室 (3)	4.6	ビニールタイル	毎日	月1回
	楽屋ロビー・楽屋廊下 (1) (2)	183.1	ビニールタイル	毎日	月1回
	楽屋事務室	17.2	ビニールタイル	毎日	月1回
	楽屋控室	7.9	ビニールタイル	毎日	月1回
	楽屋 (1)	15.6	ビニールタイル・タタミ	毎日	月1回
	楽屋 (2) (3) (4) (5) (6) (7)	130.2	ビニールタイル・木造・ タタミ	毎日	月1回
	作業員控室	18.4	ビニールシート	毎日	年6回
	倉庫 (4) (5)	46.7	ビニールシート	毎日	年6回
	便所 (4-M、4-W)	30.4	モザイクタイル	毎日	月2回
	シャワー室 (1-M、1-W)	11.7	モザイクタイル	随時	除外
	温水器室 (1)	3.3	モルタル	随時	除外
	湯沸室 (2)	4.9	ビニールタイル	毎日	月1回
	搬入口 (1) (2)	32.1	コンクリートコテ仕上	毎日	月1回
	温水器室 (2)	1.7	モルタル	随時	除外
	便所 (5-M、5-W)	24.4	モザイクタイル	毎日	月2回
	シャワー室 (2-M、2-W)	4.9	モザイクタイル	随時	除外
	楽屋出入口	5.3	コンクリートコテ仕上	毎日	月1回

階	区 分	面積・数量 (㎡)	材 質	日常 清掃	定期 清掃
サイエン ス部	ロビー (1)	43.6	ビニールタイル	毎日	月1回
	ラウンジ	108.0	ビニールタイル	毎日	月1回

門	広域文化展示室	170.3	カーペット	毎日	年2回
	事務室	11.9	ビニールタイル	毎日	年6回
	主催者控室(3)	8.7	ビニールタイル	毎日	月1回
	湯沸室(3)	2.9	ビニールタイル	毎日	月1回
	廊下(4)	59.5	ビニールタイル	毎日	月1回
	風除室(4)	16.2	ビニールタイル	毎日	月1回
	階段(13)	40.5	大理石	毎日	月1回
	倉庫(6)(7)	4.3	ビニールシート	毎日	年6回
	便所(6-M、6-W)(8) (9)(身-4)	33.7	モザイクタイル	毎日	月2回
	機械室(1)(2)(3)	76.0	コンクリートコテ仕上	随時	除外
	EV機械室	7.2	コンクリートコテ仕上	随時	除外

階	区分	面積・数量 (m <sup>2</sup> )	材質	日常 清掃	定期 清掃
2F	大ホールホワイエ	360.5	カーペット	毎日	年4回
	通路(1)(2)	56.6	カーペット	毎日	年4回
	喫煙コーナー	15.9	カーペット	毎日	年4回
	サウンドロック(3)(4)	37.4	カーペット	毎日	年4回
	便所(2-M、2-W)	109.9	モザイクタイル	毎日	月2回
	階段(1)	51.0	カーペット・大理石	毎日	年4回
	階段(3)(4)	28.8	カーペット	毎日	年4回
	電気室(2)	20.1	コンクリートコテ仕上	除外	除外
	ロビー(2)	54.9	カーペット	毎日	年4回
	サイエンスギャラリー	99.9	カーペット	毎日	年4回
	視聴覚ライブラリー室	61.0	カーペット	毎日	年4回
	研修室(3)	43.8	カーペット	毎日	年4回
	倉庫(8)	21.6	ビニールシート	随時	年6回
	プラネタリウムスタッフ室	28.5	ビニールタイル	毎日	年6回
	サウンドロック(10)	14.8	カーペット	毎日	年4回
	プラネタリウムホール	181.4	カーペット	毎日	年4回
	プロジェクションギャラリー	90.3	ニードルパンチカーペット	毎日	年4回
	機械室(4)	22.5	コンクリートコテ仕上	除外	除外
	便所(7-M、7-W)	22.4	モザイクタイル	毎日	月2回
廊下(5)	42.3	カーペット	毎日	年4回	

	効果室	26.5	ニードルパンチカーペット	毎日	年4回
	投光ギャラリー室	34.0	モルタル	毎日	年6回
	サイドスポット室	25.1	モルタル	毎日	年2回
	階段(7)(8)	7.0	モルタル	毎日	年6回
	階段(11)(12)	11.0	モルタル	毎日	年6回
	大ホール客席	282.0	カーペット	毎日	年4回
	フライギャラリー	3.4	カーペット及びビニールシート	随時	除外
	屋上テラス	189.7	コンクリートコテ仕上	随時	除外

階	区分	面積・数量 (㎡)	材質	日常 清掃	定期 清掃
3F	通路(3)(4)	81.8	コンクリートコテ仕上	毎日	年6回
	調光室・映写室	82.8	ニードルパンチカーペット	随時	除外
	音響調整室	19.4	ニードルパンチカーペット	随時	除外
	ユニットラック室	31.7	コンクリートコテ仕上	随時	除外
	階段(2)	29.7	ビニールシート	毎日	年6回
	階段(16)	5.8	モルタル	毎日	年6回
	階段(7)(8)	91.7	モルタル	毎日	年6回
	サイドスポット室	10.4	モルタル	毎日	年2回
	階段(11)(12)	3.6	モルタル	毎日	年6回

階	区分	面積・数量 (㎡)	材質	日常 清掃	定期 清掃
	ガラス清掃	840.0	ガラス	随時	年3回

階	区分	面積・数量 (㎡)	材質	日常 清掃	定期 清掃
屋外	回廊	831.7	みかげ石等	随時	年3回
	円形型池	132.4	みかげ石	随時	年12回
	ピラミット型池	66.4	みかげ石等	随時	年12回
	駐車場のごみ清掃・除草			随時	除外

## 【総合管理業務以外の仕様書】

### 8 舞台操作

#### 1 施設の概要

鉄筋コンクリート一部鉄骨造り 地下1階地上3階

建築面積 5,949.36 m<sup>2</sup> 延べ床面積 8,167.37 m<sup>2</sup>

大ホール 客席数1,218席（身障者席4席含む） 舞台間口18m 奥行15m

小ホール 客席数 308席（身障者席4席含む） 舞台間口 9m 奥行7.5m

#### 2 業務の内容

- (1) 舞台、音響、照明及び各設備器具の操作、点検、調整及び清掃を行う。
- (2) ホール利用の申請に立ち会い、技術上の問題についての相談に応ずること。
- (3) 利用者との打ち合わせを行い、内容を記録する。
- (4) その他必要と認められる舞台管理業務を行う。

#### 3 業務の処理

舞台管理業務の執行上、その処理が業務技術者において不可能な場合（業務技術 以外の他の技術者が必要なとき等）は、別途協議の上決定する。

#### 4 業務体制

- (1) 次の専門技術者（主任技術者1名を含む）を常駐させるものとする。
  - ① 舞台技術経験を有する者 1名
  - ② 照明技術経験を有する者 1名
  - ③ 音響技術経験を有する者 1名
- (2) 休館日及び業務時間
  - ① 休館日は第4火曜日とする。その日が祝日に当たるときは、その翌日とする。
  - ② 業務時間は休館日を除く午前8時30分から午後9時30分までとする。但し、舞台管理業務のないときは、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 常駐舞台専門技術者の休日及び休憩
  - ① 休日は舞台運営上支障のない範囲とする。
  - ② 休憩時間は貸し出し利用区分の中間時間を充てるものとする。
- (4) 附属設備の準備  
附属設備の準備は舞台、照明、音響の各専門技術者1名で操作可能な範囲とする。
- (5) 勤務予定表の作成  
毎月、久喜総合文化会館利用申請・許可日別利用一覧に基づき勤務予定表を作成する。
- (6) 操作の範囲  
操作とは業務運営上支障のない舞台、照明、音響に対する各専門技術者1名の操作範囲内とする。また、業務運営上必要な物品及び人員は、利用者の負担とする。

#### 5 服務規律

指定管理者は、各専門技術者に次に掲げる事項を厳格に守らせるものとする。

- (1) 勤務中は、指定管理者制定の衣服を着用させる。
- (2) 勤務中は、礼儀正しく品行をつつしみ応接にあたっては、懇切丁寧を旨とし、仮にも粗暴にわたる言動があってはならない。
- (3) 勤務中は、飲酒をしてはならない。また、酒気を帯びて勤務をしてはならない。
- (4) 所定の場所以外での喫煙その他職務を怠るような行為をしてはならない。

#### 6 事故等の報告

指定管理者の定めた責任者は、業務中に建造物、機器等に異常を発見したとき、又は事故が発生したときは速やかに適切な措置を講じなければならない。

#### 7 負担区分

この業務に必要な用具、材料、消耗品及び光熱水費の負担は次のとおりとする。

##### (1) 材料、部品類

各装置の修理に必要な材料、部品類は指定管理者の負担とする。

##### (2) 消耗品等

交換用電球類、ウエス、ハンダ、絶縁テープ、ヒューズ等の消耗品は指定管理者の負担とする。

##### (3) 光熱水費

電気、上下水道及び電話の使用は、必要最小限度の利用に努め、その費用は指定管理者の負担とする。

#### 8 留意事項

- (1) 勤務場所は常に整理整頓し、清潔に保たなければならない。
- (2) 設備、器具の操作にあたっては、施設、器具等の損傷及び第三者に対する危害の防止に注意しなければならない。

#### 9 業務の報告

責任者はその日の業務が完了したときは、毎日別に定める報告書に実施した業務内容を記録する。

#### 10 その他

関係法規等に基づく申請及び届け出は、遅滞なく行うものとする。また、ここに定めなき事項については、協議して定めるものとする。

## 舞台業務基準

### 1 舞台等の運行操作

#### 基本事項

- (1) 大・小ホール（以下「ホール」という。）施設設備の運行操作に係る業務とする。但し、特別の技術者及び作業を要するものは、利用者がその要員を用意する。
- (2) 利用者の希望により会館の施設設備の運行操作を利用者側の舞台技術者（以下「利用者技術者」という。）が行うときは、会館側舞台技術者（以下「会館技術者」という。）は、施設整備に適合した運行操作を行われるよう指導、監督する。
- (3) 利用者が持ち込んだ機器及び道具等の運行操作は、利用者技術者が行う。
- (4) 利用者の持ち込んだ看板の取り付け作業で簡単に取付けられるものは、業務に含める。
- (5) 利用者の持ち込んだ舞台道具等特別の技術を要するものは、業務に含めないが、業務に支障を生じない範囲（バトンの昇降、吊り込み等）で技術協力する。
- (6) 催物開催中の所作台及び平台の設置並びに撤去については、その要員は利用者が用意する。

### 2 音響設備等の運行操作

舞台等の運行操作の基本事項に次の事項を加える。

- (1) 利用者の持ち込んだ音響機器の操作は、利用技術者が行う。
- (2) 利用者より録音（単なる記録的な録音）の依頼があったときは、業務に含めるものとし、録音用テープは、利用者が持参したものを使う。テープレコーダー操作要員は利用者が用意する。
- (3) 演出に合致した音響操作をするためにCD、レコード等からテープに入れ替える業務は業務に含まない。

### 3 照明設備等の運行操作

舞台等の運行操作の基本事項に次の事項を加える。

- (1) スポットライトを利用してホローする場合には、利用者がホロー要員を用意する。
- (2) 照明の色付け作業は、原則として利用者技術者が行うものとする。

### 4 映写設備等の運行操作

舞台等の運行操作の基本事項に次の事項を加える。

- (1) 大ホールの35mm・16mm兼用映写機及び小ホールの16mm映写機の操作は、会館技術者1名がこれにあたる。会館技術者は操作前の準備及び機械操作、音響調整等の利用指導を行い、利用者技術者は、主として実写の操作を行う。
- (2) スライド映写機の操作は、会館技術者と利用者技術者がこれにあたる。会館技術者は、操作前の準備及び利用指導を行い、利用者技術者は、主として実写の操作を行う。

### 5 客席の可動椅子の撤去及び復元

客席の可動椅子の撤去及び復元は利用者が要員、費用を負担する。

### 6 利用指導

#### (1) 利用前の指導

- ① ホール及び他の施設の利用申請のとき、会館技術者は、会館職員の要請に応じて利用者

対する技術上の利用指導をする。

- ② 利用者との打合わせは、必ず会館事務室で行う。
- ③ ホールの下見、案内は主として会館技術者が行い、利用上の必要事項を説明する。

## (2) 利用時の指導

- ① 会館技術者は、備品及び機器の紛失、盗難防止に万全を期す。
- ② 利用者客席に特別の設備をしたい旨の申し出があり、許可のあったものについては、安全について、十分配慮して設置するよう指導する。
- ③ 利用者が電話するときは、公衆電話を利用するよう指導する。

## 7 開扉及び終了時の確認

- (1) 会館内各施設（楽屋出入口、搬入搬出口シャッター、舞台裏出口）の開扉は、会館職員と連絡の上これを行う。
- (2) 利用終了後は、舞台の火気点検を行う。
- (3) 会館技術者は、催物終了後に利用者及び出演者等の退館及び道具類の搬出が完了したことを確認してから退館する。

## 8 業務等の連絡

- (1) 附属設備及び備品等の利用者は、催物の終了するまでに会館職員に附属設備等明細書を提出する。
- (2) 特別に利用者から舞台設備の依頼があった場合は、その見積書の写しを会館事務室に提出する。
- (3) 会館技術者が会館において遺失物を拾得したときは、会館職員に届け出る。また、利用者等が遺失物を拾得したときは、拾得者本人が直接会館職員に届け出るよう指導する。

## 9 日常点検

日常自ら設備及び器具（備品及び附属設備を含む。）等の点検作業を実施し、異状があった場合は速やかに会館職員に報告する。

## 10 その他

設備及び器具（備品及び附属設備を含む。）等の管理は、台帳あるいは帳簿等より常に把握しておく。

## 9 舞台装置設備保守

- (1) 舞台電動昇降装置、手動装置の各種機能が常時完全に操作し得るよう誠意を持って実施するものとする。
- (2) 保守点検の実施については、久喜総合文化会館の業務に支障のないよう能率的に行うよう、予め計画を立てて適切な要員を配置すること。
- (3) 受託者は、保守業務上必要な消耗品の一切を負担するものとする。
- (4) 仕様は次によるものとし作動状態・取り付け状態の点検を年6回実施する。(絶縁測定は6月に行う。)

(吊物)

- ① 巻上機、巻上電動機
- ② ブレーキ、リミットスイッチ
- ③ ワイヤロープ、クリップ
- ④ 各滑車、取付状態
- ⑤ バランスウェート、ガイドレール
- ⑥ 各吊物取付状態
- ⑦ 各取付ボルト、ナット、ピン関係
- ⑧ 電動作動状態
- ⑨ 手動吊物状態
- ⑩ マニラロープ、ストッパー
- ⑪ 受電盤、制御盤
- ⑫ 各種リレー

## 10 舞台音響設備保守

### 1 概要

舞台音響設備を円滑に運用するため、下記の項目により点検を実施するものとする。

### 2 点検回数

年2回(機能点検1回、総合点検1回)

### 3 点検機器

別紙機器構成表のとおり

### 4 点検仕様

#### (1) 機能点検(年1回)

- ① 外観確認
- ② 清掃
- ③ 機器動作確認
- ④ 総合動作確認

(2) 総合点検（年1回）

- ① 外観確認
- ② 清掃
- ③ 機器動作確認
- ④ 総合動作確認
- ⑤ 機器電気特性（入出力レベル、周波数特性、歪率、信号対雑音比）
- ⑥ 総合電気特性（入出力レベル、周波数特性、歪率、信号対雑音比）
- ⑦ スピーカー伝送周波数特性（プロセニアムスピーカー、サイドスピーカー）

5 不具合箇所の処置

点検時に発見された不具合箇所の処置については有償とする。但し、軽微な処置は別途協議するものとする。

6 点検終了後の確認

すべての項目の点検作業を完了した後、管理者による立合検査を行うものとする。

7 報告書の提出

点検者は、各点検項目の報告書と総合点検にあつては各測定報告書を2部、管理者に提出するものとする。

3 - 1) 大ホール機器構成表

No.	品名	製造所	形名	備考
	音響調整卓			
1	音声調整卓	YAMAHA	CL5	1基
2	制御用パソコン	HP		
3	リモート用タブレット端末	Apple		
4	無線LANアクセスポイント			
	入出力パッチ架			
5	ワイヤレス受信機	SHURE	ULXD4Q	2台
6	入出力パッチ盤	HIBINO ARCS	特型	
7	デジタルI/Oラックシステム	YAMAHA	Rio3224-D	
8	デジタルマルチプロセッサ	Soundweb London	BLU-160	
9	ワードクロックジェネレーター	BRAIN STORM	DCD-8	
10	ネットワークスイッチ	YAMAHA	SWP1-8	2台
11	LANスイッチ（制御用）	CISCO	SG300-10	

12	ファンタム電源ユニット	NEUMANN	N248	
13	ラインリレーユニット	HIBINO ARCS	特型	
14	システム制御ユニット	HIBINO ARCS	特型	
15	サブパワーサプライ	YAMAHA	PW800W	
16	無停電電源装置	APC	SMT1500RMJ2U	
17	電源制御部	HIBINO ARCS	特型	
18	外部接続端子部	HIBINO ARCS	特型	
	パワーアンプ架			
19	LANスイッチ (制御用)	CISCO	SG350-28	
20	DSPパワーアンプ (800W×4 c h) No.1	d&b Audiotechnik	D20	
21	DSPパワーアンプ (800W×4 c h) No.2	d&b Audiotechnik	D20	
22	DSPパワーアンプ (800W×4 c h) No.3	d&b Audiotechnik	D20	
23	DSPパワーアンプ (800W×4 c h) No.4	d&b Audiotechnik	D20	
24	DSPパワーアンプ (800W×4 c h) No.5	d&b Audiotechnik	D20	
25	DSPパワーアンプ (800W×4 c h) No.6	d&b Audiotechnik	D20	
26	DSPパワーアンプ (350W×4 c h)	d&b Audiotechnik	D20	
27	出力パッチ	d&b Audiotechnik	10D	
	周辺機器			
28	CDプレーヤー	TASCAM	CD-500B	
29	MD/CDプレーヤー	TASCAM	LA-40MKIII	
30	カセットテープデッキNo.1	TEAC	W890R-MK II	
31	カセットテープデッキNo.2	TEAC	W890R-MK II	
32	サブミキサー	YAMAHA	QL1	
33	I/Oラック	YAMAHA	Rio3224-D	
34	I/Oラック	YAMAHA	Rio1608-D	
35	DSPパワーアンプA (800W× 4 c h) 移動用1	d&b Audiotechnik	D20	
36	DSPパワーアンプA (800W×	d&b Audiotechnik	D20	

	4 c h) 移動用2			
37	LANスイッチ			
	スピーカー			
38	プロセニウムスピーカー	d&b Audiotechnik	Y7P	
39	サイドスピーカー	d&b Audiotechnik	Y10P	
40	ステージフロントスピー カー	d&b Audiotechnik	Y7P	
41	ウォールスピーカー	d&b Audiotechnik	Y7P	
42	はね返りスピーカー	d&b Audiotechnik	Y10P	
43	運営系スピーカー	d&b Audiotechnik	Y10P	
44	ロビー系スピーカー	d&b Audiotechnik	E8	
45	モニタースピーカー	d&b Audiotechnik	E8	
46	移動用スピーカー	d&b Audiotechnik	Y7P+Y-SUB	4台
	吊マイクシステム			
47	3点吊機構部	高砂	HC-3L	
48	ステレオマイクロホン	NEUMANN	USM69i	
49	ファンタム電源	NEUMANN	N248	
	エレベーターマイクシ テム			
50	機構部	高砂	OE-401EP	
51	マイクロホン	SONY	C38-B	
52	リモートスイッチ			
	コンセント			
53	床マイク			下手、舞台面、 上手、中央
54	床スピーカー			下手奥、下手 前、面下手、 面中央、面上 手、上手前、 上手奥
55	壁マイク			客席中央後 部、客席上手、 客席下手
56	壁スピーカー			上手、下手
57	マルチ			下手床、上手

				床、下手袖、 下手奥、上手 袖、上手奥
	ワイヤレスマイク			
58	ハンドルヘルド送信機No.1	SHURE	ULXD2/SM58-JB	
59	ハンドルヘルド送信機No.2	SHURE	ULXD2/SM58-JB	
60	ハンドルヘルド送信機No.3	SHURE	ULXD2/SM58-JB	
61	ハンドルヘルド送信機No.4	SHURE	ULXD2/SM58-JB	
62	ハンドルヘルド送信機No.5	SHURE	ULXD2/SM58-JB	
63	ハンドルヘルド送信機No.6	SHURE	ULXD2/SM58-JB	
64	ボディパック送信機No.1	SHURE	ULXD1	
65	ボディパック送信機No.2	SHURE	ULXD1	
66	ボディパック送信機No.3	SHURE	ULXD1	
67	ボディパック送信機No.4	SHURE	ULXD1	
68	ボディパック送信機No.5	SHURE	ULXD1	
69	ボディパック送信機No.6	SHURE	ULXD1	
70	ボディパック送信機No.7	SHURE	ULXD1	
71	ボディパック送信機No.8	SHURE	ULXD1	
72	ボディパック送信機No.9	SHURE	ULXD1	
73	ボディパック送信機No.10	SHURE	ULXD1	
	ワイヤードインターカム			
74	親機	クリアカム		
75	子機	クリアカム		
76	ベルトパック	クリアカム		
77	ポータブルステーション	クリアカム		
78	ヘッドセット	クリアカム		
	備品類			
79	ダイナミックマイク			
80	コンデンサーマイク			
81	エアモニターマイク			
82	マイクスタンド			

3 - 2) 小ホール機器構成表

No.	品名	製造所	形名	備考
	音響調整卓			
1	音響調整卓	YAMAHA	CL5	
2	制御用パソコン	HP	Pro Book450 G5	
3	リモート用タブレット端末	Apple	iPad PRO/10.5inch/Wi-Fi/64GB	
4	無線LANアクセスポイント	YAMAHA	WLX402	
	入出力パッチ架			
5	ワイヤレス受信機	SHURE	ULXD4D-AB	
6	入出力パッチ盤	HIBINO ARCS	特型	
7	デジタルI/Oラックシステム	YAMAHA	Rio3224-D2	
8	LANスイッチ (制御用)	CISCO	SG350-28-K9-JP	
9	LANスイッチ (音声用)	CISCO	SG350-10-K9-JP	
10	ファンタム電源ユニット	NEWMANN	N248	
11	ラインリレーユニット	HIBINO ARCS	特型	
12	システム制御ユニット	HIBINO ARCS	特型	
13	サブパワーサプライ	YAMAHA	PW800W	
14	無停電電源装置	APC	SMT1500RMJ2U	
15	電源制御部	HIBINO ARCS	特型	
16	外部接続端子部	HIBINO ARCS	特型	
	パワーアンプ架			
17	デジタルマルチプロセッサ	BSS Audio	BLU-806	
18	I/Oエキスパンダー	BSS Audio	BLU-120	
19	D S Pパワーアンプ (800W×4c h) No.1	d&b Audiotechnik	D20	
20	D S Pパワーアンプ (800W×4c h) No.2	d&b Audiotechnik	D20	
21	D S Pパワーアンプ (800W×4c h) No.3	d&b Audiotechnik	D20	
22	D S Pパワーアンプ (350W×4c h)	d&b Audiotechnik	10D	
23	L A Nスイッチ (制御用)	CISCO	SG350-10-k9-JP	
	周辺機器卓			
24	C Dプレーヤー	TASCAM	CD-500B	

25	ラインコンバーター	TASCAM	LA-40MKIII	
26	CD/メディアレコーダー	TASCAM	SS-CDR250N	
27	チャイムユニット	TASCAM	SS-R250N	
28	電源制御ユニット	TASCAM	AV-P250LUV	
	プロセニアムスピーカー			
29	フルレンジスピーカー	d&b Audiotechnik	Y7P	
30	フルレンジスピーカー	d&b Audiotechnik	Y10P	
	サイドスピーカー（上手/下手）			
31	フルレンジスピーカー	d&b Audiotechnik	Y7P	
32	フルレンジスピーカー	d&b Audiotechnik	Y10P	
	固定はね返しスピーカー			
33	フルレンジスピーカー	d&b Audiotechnik	E8	
	移動型スピーカー			
34	フルレンジスピーカー	d&b Audiotechnik	M6	2台
35	フルレンジスピーカー	Electro Voice	SX300E	6台
	調整室モニタースピーカー			
36	パワードモニタースピーカー	GENELEC	8030CP	
	調光室モニタースピーカー			
37	パワードモニタースピーカー	YAMAHA	MSP5 STUDIO	
	運営系スピーカー			
38	天井埋め込み型スピーカー	JBL Professional	Control 24CT Micro	楽屋5、6、7 通路、ホワイエ、舞台袖
39	アッテネーター	JVCKENWOOD	SC-308	楽屋5、6、7 舞台袖
	吊マイク金具			
40	電動三点吊マイク装置 (2ch) (1式)	博電舎	特型	
41	三点吊マイク用金具 リモートコントローラー (1式)			
42	ステレオマイクロホン	NEUMANN	USM69i	
	ワイヤレスアンテナ/マイク			
43	ハンドルヘルド送信機No.1	SHURE	ULXD2/SM58-JB	

44	ハンドルヘルド送信機No.2	SHURE	ULXD2/SM58-JB	
45	ボディバッグ送信機No.1	SHURE	ULXD1-JB	
46	ボディバッグ送信機No.2	SHURE	ULXD1-JB	
47	ラベリアマイクロホン	SHURE	MX150B/0-TQG	2本
48	ヘッドセットマイクロホン	SHURE	WBH54B	2本
	エアモニターマイク			
49	マイクプリアンプ	AKG	C480 B ULS	
50	ショットガンカプセル	AKG	CK69 ULS	
	コンセント類			
51	舞台上手袖コンセント盤	HIBINO ARCS	特型	
52	舞台下手袖コンセント盤	HIBINO ARCS	特型	
53	フロアマイクコンセント	HIBINO ARCS	特型	舞台中央
54	フロアマルチコンセント	HIBINO ARCS	特型	下手床 上手床
55	フロアスピーカーコンセント	HIBINO ARCS	特型	下手床 舞台中央
56	マイクコンセント	HIBINO ARCS	特型	客席下手前 客席下手後 客席上手前 照明 スノコ
57	スピーカーコンセント	HIBINO ARCS	特型	上手壁 下手壁
58	客席下手後コンセント盤	HIBINO ARCS	特型	
59	チャイム操作パネル (機構盤組込)	HIBINO ARCS	特型	
	インターカムシステム			
60	インターカム親機	Clear-com	PS-702	
61	スピーカーステーション	Clear-com	KB-702GM	
62	ポータブルボックス	Clear-com	V-BOX	
63	グースネックマイク	Clear-com	GM-18	
64	ベルトバックステーション	Clear-com	RS-702	
65	ヘッドセット	Clear-com	CC-100	
66	インカムコンセント	HIBINO ARCS	特型	調整室2か 所

				調光2か所 照明上手 照明下手 ピン
	備品類			
67	ダイナミックマイクロホン			
68	コンデンサーマイクロホン			
69	マイクスタンド			
70	ダイレクトボックス	COUNTRY	TYPE-85	
71	トランスボックス	TOMOCA	TFB-106S	
72	フェーダーボックス	TOMOCA	TOC-100	
73	フェーダーボックス	TOMOCA	TCC-100ST	
74	ヘッドフォン	SONY	MDR-CD900ST	
75	デシケーター	東洋リビング	ED-240CAMP(B)s	

## 1 1 舞台照明設備保守

(大、小ホール)

### (1) 点検機器

- ① 第1～第3 ボーダーライト
- ② 第1～第4 サスペンションライト
- ③ アッパーホリゾントライト
- ④ ロアホリゾントライト
- ⑤ フロアーコンセント
- ⑥ フットライト
- ⑦ 花道フットライト
- ⑧ フロントサイドスポットライト
- ⑨ シーリングスポットライト
- ⑩ コンダクタースポットライト
- ⑪ 揚幕コンセント
- ⑫ プロセミアムサスペンション
- ⑬ トーメンタルスポットライト
- ⑭ センターフォロースポット
- ⑮ 効果器具類

### (2) 点検項目・内容

- ① 各機器の動作試験、測定
- ② 配線関係点検

- ③ スノコ上端子点検
  - ④ コンセント関係点検
  - ⑤ レンズの点検
  - ⑥ キャプタイヤケーブル点検
- (3) 点検回数  
年4回

## 調光装置

(大、小ホール)

### (1) 主幹盤

- ① 主幹スイッチ動作確認
- ② ビス・ナット締め付け確認
- ③ MCB確認
- ④ 直調切り替えスイッチ動作確認
- ⑤ Nスイッチ確認
- ⑥ 各回路絶縁抵抗測定

### (2) 調光器盤

- ① 端子締め付け確認
- ② 出力電圧調整
- ③ 集中制御ユニット動作
- ④ 空冷ファン確認

### (3) 操作卓

- ① ヒューズ確認
- ② 端子締め付け確認
- ③ フェーダー出力電圧調整
- ④ パイロットランプ点灯確認
- ⑤ 各スイッチ動作確認
- ⑥ 操作主幹スイッチ
- ⑦ PFG切り替えスイッチ
- ⑧ 回路スイッチ
- ⑨ プリセットスイッチ
- ⑩ 客調押し釦スイッチ
- ⑪ F/Cグループ切り替えスイッチ
- ⑫ 手元・遠方グループ切り替えスイッチ

### (4) 遠方操作盤

各動作確認

(5) クロスバー

- ① パイロットランプ点灯確認
- ② 各動作確認
- ③ 直仕込
- ④ 調光仕込
- ⑤ 直一括払い
- ⑥ 調一括払い
- ⑦ 負荷各個払い
- ⑧ フェーダー各個払い
- ⑨ 負荷チェック
- ⑩ リフト
- ⑪ 転送
- ⑫ 直／調
- ⑬ モニター
- ⑭ ページ
- ⑮ ホールド
- ⑯ 離席
- ⑰ ランプチェック
- ⑱ 場面スイッチ
- ⑲ テンキー
- ⑳ 実行スイッチ
- ㉑ 負荷ブロックスイッチ
- ㉒ 各表示機構
- ㉓ 各プレビュー動作
- ㉔ ワイヤレスコントローラー

## 12 ピアノ保守

### ・ヤマハCFⅢグランドピアノ保守

- (1) 弦合わせ
- (2) ベッティングスクリュー調整
- (3) スプリング掛け調整
- (4) ジャック前後調整
- (5) ジャック高低調整
- (6) ハンマーならし調整
- (7) 鍵盤ならし調整
- (8) 鍵盤アガキ調整
- (9) ハンマー接近調整
- (10) ハンマー戻り調整
- (11) ダンパー総上げ
- (12) ダンパーストップレール調整
- (13) ソステヌートペダル調整
- (14) ダンパーペダル調整
- (15) ソフトペダルの調整
- (16) 整音
- (17) 調律

・実施回数 年2回

### ・スタインウェイ保守

	グランドピアノ		アップライトピアノ
1	鍵盤調整	1	鍵盤調整
2	鍵盤の高さ調整	2	鍵盤の高さ調整
3	弦合わせ	3	弦合わせ
4	ウィッペン合わせ	4	ウィッペン合わせ
5	打絃距離調整	5	打絃距離調整
6	ジャック前後の調整	6	キャップスタン調整
7	ジャック上下の調整	7	ハンマー接近量の調整
8	ハンマー接近量の調整	8	鍵盤の深さの調整
9	ハンマードロップ量の調整	9	バックチェックの調整
10	鍵盤の深さの調整	10	ダンパー調整
11	バックチェックの調整	11	ペダルの調整
12	レペティションスプリングの調整	12	調律
13	ダンパー調整	13	整音

14	ペダルの調整		
15	調律		
16	整音		

・実施回数

スタインウェイグランドピアノD型 【年2回】

スタインウェイアップライトピアノ 【年1回】

### 13 冷暖房機保守

1 品名 空気熱源スクルーヒートポンプ製氷チラー

型式 NS-T520AWI

台数 1台

2 点検作業概要（内容は後述）

(1) 運転状態の点検、記録

(2) 法定検査

① 安全弁の検査

② 圧力計の検査

③ 保護スイッチ等の検査

(3) 保守点検業務

(4) 制御系作動試験

3 点検作業工程

(1) ヒートポンプ保守点検作業は年5回とする。

① シーズンイン点検 1回（夏季）

② シーズンイン中間点検 1回（夏季）

③ シーズンイン点検 1回（冬季）

④ シーズンイン中間点検 1回（冬季）

⑤ 安全弁法定検査 1回

(2) 運転状態の点検、記録は毎回実施する。

(3) 安全弁の検査は、1年に1度実施する。

(4) 圧力計、圧力スイッチの検査は1年に1度実施する。

(5) 制御系作動試験は、毎回実施する。

(6) 保守点検業務は、点検状況により判断し実施する。

4 点検内容

圧縮機ユニット

(1) モータのグリスアップ（リチウム系グリス使用）

圧縮機モータ 3,000hr～3,500hrに1回

(2) サクションストレーナの掃除

液分離器前のガス圧力と吸入圧力（ゲージ）との差圧を見て、0.5MPa以上の場合に実施する。

(3) オイルフィルタの清掃

吐出圧力と給油圧力との差圧を見て、0.10Mpa以下の場合に実施する。

(4) ドライヤフィルタ掃除

リキッドインジゲータの色が黄色の場合、交換を実施する。

(5) 冷媒及び冷凍機油の所要量のチェック

毎回必ず実施。

(6) オイルリリーフ弁の分解掃除及び調整

オイルフィルタの清掃実施後、運転時吐出圧力と給油圧力差圧が0.10Mpa以下の場合実施する。

(7) 電磁弁、膨張弁の分解掃除及び調整

冷媒の流れが悪く、吸入圧力が低下した場合に実施する。

(8) 圧力保護スイッチ、温度保護スイッチ、ヒータ等の作動テスト及び設定値の確認を原則年2回実施する。

(9) 計器類の誤差調整

(10) 空気熱交換器ファン及びフィンの点検

(11) 制御回路の確認

(12) 安全弁調整

(13) 各モータ絶縁抵抗測定

5 運転時の点検

(1) 各種機器、冷媒連絡配管などの冷媒漏れ点検

(2) 運転データの点検、検討

**1 4 空調用中央監視盤及び自動制御機器保守**

(1) 対象設備

① 中央監視装置

Savic-netEV model 10本体、プリンター、アナンシェーター、インターホン各機器点検及びループチェック、温湿度誤差修正、プログラムの点検

② ローカル機器

取り付け状態、配線配管の確認、単体動作、連動動作、設定値の確認、電圧測定、各部ネジの増し締め、清掃

(点検内容)

機種	検査項目	
M C L (メインコンソール)	設定機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種プログラムの設定</li> <li>・ 夏、冬システム切り換え</li> <li>・ 制御（許可／禁止）</li> </ul>
	自己点検機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己データチェック</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝送エラー、伝送トラブル監視</li> </ul>
	バックアップ機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ データファイルメモリー停電保護</li> <li>・ 停電時システム動作バックアップ</li> </ul>
	周辺機器制御機能	
P R T (プリンター)	電源電圧	A. C100V
	印字機能	
	プリンターリボン点検	
	プリンターバックアップ機能	
A N N (アナンシェーター)	表示機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 状態点の起動、停止状態時表示、警告表示</li> <li>・ 発停点の発停確認表示、状態常時表示、警告表示</li> </ul>
	ランプテスト	

・ 端末機チェック及びループチェック

盤名称 P R - B

名称	種類	記号	点検項目
インターホン	1		
R-1スクリュールHP	1	ON/OFF	・ 外観チェック
B-1温水ボイラー	3	ALM	・ 清掃
P-1冷温水一次ポンプ	1	ON/OFF	・ 各部ユニット組付
P-2冷温水ポンプ	1	ON/OFF	・ 端子増締
P-3冷温水二次ポンプ	1	ON/OFF	・ プログラム点検
P-4温水ポンプH	2	ON/OFF	・ 伝送信号点検
P-4温水ポンプH	3	ALM	・ 出力リレー等の点検

※点検回数 年2回

## 15 空調用水処理保守点検

### (1) 対象設備

- ① 注入装置 I C S - 1 型 1 台
- ② 制御盤 1 台

### (2) 管理項目

- ① 注入装置 I C S - 1 型 年2回
  - ・ 吐出量の調整
  - ・ 各部目視点検
  - ・ 薬剤の補給充填

- ・吐出管、チャッキ弁点検
- ・ポンプヘッド分解清掃
- ② 制御盤 年 2 回
  - ・動作チェック
  - ・表示灯の点検
  - ・故障表示点検
- ③ 水分析
  - ・循環水 3本 年 2 回
  - ・補給水 3本 年 1 回

## 16 油圧式高所作業台保守

### (1) 対象設備

HT-67 1台 (株)クボタ

### (2) 管理項目

電動機、下部台、作業装置、油圧装置、操作装置、安全装置の作動・機能点検 年 2 回

## 17 自家用電気工作物の保安管理

### (1) 対象電気工作物

#### ① 需要設備

- ・設備容量 1,780 KVA
- ・受電電圧 6,600 V

#### ② 非常用予備発電装置

- ・発電機定格容量 400 KVA
- ・発電機定格電圧 6,600 V
- ・原動機の種類 ディーゼル

### (2) 点検の頻度

- ・月次点検 毎月 1 回
- ・年次点検 毎年 1 回

## 18 非常用自家発電設備保守

### (1) 対象設備

#### ① ディーゼル機関 (株)クボタ

- ・始動方式 空気式
- ・型式 LH150CS
- ・出力 480PS 353KW

#### ② 発電機 東洋電機製造 (株)

- ・型式 BC40066-4S
- ・出力 400KVA
- ・電圧 6600V
- ・電流 35A

(2) 管理項目

- ① ディーゼル機関
- ② 発電機
- ③ 自動起動発電機盤
- ④ 付属装置
  - ・機器点検 年1回
  - ・総合点検 年1回

## 19 蓄電池設備保守

(1) 対象設備

- ・装置 SGB3-140-20CA
- ・蓄電池 MSEX-200 54セル
- ・設置場所 地下1階電気室
- ・用途 受変電設備操作・制御・非常照明用

(2) 管理項目

現状点検、目視外観点検、均等（回復） 充電電圧、計器指示確認、蓄電池セル  
電圧測定 月1回

## 20 ITV設備保守

(1) 保守点検名 久喜総合文化会館 ITV設備保守点検

(2) 点検内容

- ① カラーカメラ 5台
- ② 情報センターITV架 1式
  - ・C/Cモニター 3台
  - ・シーケンシャルスイッチャー 1台
  - ・コントローラー 3台
  - ・VTR 2台
  - ・制御部 1式
- ③ 大ホールモニター架 1式
  - ・C/Cモニター 3台
  - ・リモートコントローラー 2台
  - ・ヘッドエンド 1式

・制御部 1式

(3) 点検回数 年1回

(4) 点検項目

- ① 外観チェック
- ② 作動確認
- ③ 各部調整点検等

## 2.1 エレベーター設備保守点検仕様書

(1) 作業の対象 (保守点検 年12回)

区分	作業の対象 (装置名)	主な作業内容
機械室	環境状況	室温確認
		機械室出入り口・室内状況点検
		機械室整理整頓
		非常用工具・消火器の確認
		常備工具・常備部品の確認
	制御盤	主接触器の動作状態点検
		盤内機器の外観点検
		主接触器接点点検
		各リレー動作状態点検
		冷却ファン点検
		各ターミナル確認
		各端子確認
		ヒューズ取替
	電動機	電動機温度確認
		電動機運転状態点検
		ロータリーエンコーダ回転音点検
		冷却ファン清掃、点検
		電動機口出し線点検
	油圧機器	電磁バルブ確認
		各部油漏れ・異常音点検
		油圧配管・継手・高圧ゴムホース点検
		油圧機器各ボルト確認
		オイルパン点検
タンク外観点検		

		作動油（量・温度・白濁・汚れ）点検
		油戻り状況点検
		ストレーナ清掃、点検
		ドレンフィルタ清掃、点検
		冷却器運転状態点検
		冷却器用ストレーナ清掃、点検
かご	運転状態	乗心地・振動・異常音点検
		着床状態・レベル点検
	外部への連絡装置	呼出し通話確認
	停電灯装置	点灯・照度確認
	内装・照明・ファン	各機器点検
		天井扇回転状態点検
	操作盤・表示ランプ	押ボタンスイッチ動作確認
		かご内停止・各操作スイッチ動作確認
		かご位置表示装置点検
	かごの戸・敷居	かご・乗場の戸当りゴム点検
		乗場とかご敷居との隙間測定
		かごの戸相互間・戸と前柱間隙間測定
		戸スイッチ相互位置測定、動作点検
		ハンガーローラ・レール清掃、点検
		振れ止めローラ点検
		駆動ロープ清掃、点検、グリス塗布
		係合装置清掃、点検、注油
		閉め安全装置・過負荷ドア反転装置・光電装置コード点検
		かごの戸シュー点検
		係合子と係合ローラ相互位置点検
	戸閉め安全装置	戸閉め安全装置動作点検
		光電装置動作点検
		過負荷ドア反転装置動作確認
マルチビームドアセンサー動作確認		
かご上	かご上環境状況	汚損状態点検、清掃
	戸の開閉装置	戸の開閉装置運転状態点検
		制御機器点検
		駆動機構点検

		モータのブラシ・コンミ点検
		ロータリーエンコーダ点検
	ガイドシュー・ローラ	かご上・プランジャーのガイドシュー・ローラ点検
		かご上・つり合おもりガイドシュー・ローラ点検
	給油器（オイラー）	給油器点検、注油
	かご上機器	かご上停止・操作スイッチ動作確認
		かご器具ボックス内部点検、確認
		光電装置点検
		天井扇清掃、注油
	乗場	戸の開閉状態
乗場の戸・敷居		乗場の戸・三方枠外観点検
		戸クローザ機能・自閉力点検、注油
		ハンガーローラ・レール清掃、点検
		振れ止めローラ点検
		駆動ロープ清掃、点検、グリス塗布
		ドアリンク機構清掃、点検、注油
		戸のシュー点検
		乗場の戸相互間・戸と三方枠間隙間測定
		乗場の戸廻りボルト確認（ポケット・敷居）
		係合装置取付ボルト確認
ドアインターロックスイッチ		ロック機構点検
		スイッチ動作点検
乗場ボタン・表示ランプ		インジケータ・押ボタン点検（ランプ含）
	ホールランタン点検	

昇降路・ピット	環境状況	昇降路環境状況点検
		ピット内汚損状況・各機器点検
		ピット内清掃
	かご・おもり吊り車	かご・おもり吊り車回転音点検
		かご・おもり吊り車溝点検
	主・調速機ロープ	主ロープ取付部点検
		各ロープ錆・素線切れ点検
	ガイドレール	各部点検
		レールブラケット・アンカーボルト確認
	つり合おもり	各部点検

		押え金具確認
	リミットスイッチ	取付状態点検
		動作確認
	非常止装置	非常止装置清掃、点検、注油
	移動ケーブル	走行状況点検
		傷・変形点検
	プランジャー・シリンダー	プランジャープーリ点検
		ジャッキグランド部清掃、点検
		プランジャー傷・錆・汚れ状態点検
	調速機	回転状態点検
		各ピン部清掃、点検、注油
		スイッチ点検
		減衰効果測定
		配線端子・ターミナル確認
	各テンションプーリ	調速機テンションプーリ溝清掃、点検
	昇降路・ピット内機器	ロータリーエンコーダ取付状態点検
		ピットスイッチ点検
		油戻しポンプ運転状態、フィルター点検
	緩衝器	緩衝器固定状況点検
		オイルバッファ油量点検
かご下	かご下機器	かご下ガイドシュー・ローラ点検
		かご下プーリ点検

(2) 意匠関係の清掃

作業の対象	周期	作業の内容
三方枠 操作盤 戸・側板 シル	定期作業	ほうき又はウエス、ハンディモップ等を使用しての清掃
戸閉め安全装置 かご位置表示装置 天井清掃 天井照明カバー ドアカバー	年1回集中作業	クリーナーやハンディモップ等を使用しての清掃

いずれの場合も油性インク、ボールペン等による汚れの除去及び傷の補修は除外します。

(3) 機器を構成する部品の修理又は取替項目

区 分	修理の対象（装置名）	主な修理又は取替項目
機械室	制御盤	バッテリー取替
		リレー取替
		コンデンサー類取替
	電動機	電動機巻線絶縁処理
		各軸受ベアリング取替
		ロータリーエンコーダ取替
	油圧機器	ポンプ修理
		バルブ取替
		電磁コイル取替
		ユニットOリング取替
		ストレーナ取替
		高圧ゴムホース取替
		作動油取替
作動油冷却装置取替		
ビクトリックジョイントラバーリング取替		
調速機	軸受ベアリング取替	
かご	外部への連絡装置	インターホンバッテリー取替
	停電装置	停電灯バッテリー取替
		停電灯ランプ取替
	操作盤	操作盤スイッチ類取替
	かごの戸	ハンガーローラ取替
		駆動ロープ（ベルト）取替
		スイッチ取替
戸閉め安全装置	コード取替	
	スイッチ取替	
かご上	戸の開閉装置	駆動モータベアリング取替
		ロータリーエンコーダ取替
		駆動ベルト取替
		スイッチ取替
	ガイドシュー・ローラ	ガイドシュー・ローラ取替
かご上機器	ポジテクター取替	
乗場	乗場の戸	ハンガーローラ取替

		駆動ロープ取替
		ドアインターロックスイッチ取替
	乗場ボタン	押ボタンスイッチ取替
昇降路・ピット	かご・おもり吊り車	かご吊り車ベアリング取替
		おもり吊り車ベアリング取替
	主・調速機ロープ	主ロープ切り詰め・取替
		調速機ロープ切り詰め・取替
	移動ケーブル	移動ケーブル取替
	昇降路・ピット内機器	ロータリーエンコーダ取替
	調速機	軸受ベアリング取替
	テンションプーリ	テンションプーリベアリング取替
	プランジャー・シリンダー	グラウンド部ダストシール取替
		グラウンド部パッキン取替
		プランジャープーリベアリング取替
かご下機器	かご下ガイドシュー・ローラ取替	
	かご下プーリベアリング取替	

#### (4) 除外事項

次の事項は、本仕様書の修理及び取替作業には含まない。

- ① 意匠部品（乗かご、三方枠、かご床タイル、敷居、操作盤、戸、その他）塗装メッキ直し、修理及び部品の取替
- ② 巻上機、電動機、制御盤等の機器の一式取替
- ③ 修理又は取替の装置、機器の搬出入に必要な建築関係の工事
- ④ 昇降路周壁及び建屋部分の改修
- ⑤ 諸法規の改正又は、官公署の命令及び指導により、現状の仕様変更や改造等が生じた場合の工事
- ⑥ 不注意、不適當な使用・管理により発生する修理又は取替
- ⑦ 地震等天災地変、その他の不可抗力により生じた一切の復旧

#### (5) その他

##### ① 修理又は取替の条件

諸法規の改定又は官公書の命令もしくは指導による検査、装置、機器、部品の改造、新型への取替、新規取付けは含まない。

##### ② 撤去品及び残材の処分

この仕様に基づく作業によって発生する撤去品及び残材は、無償で引取り、乙の負担において処分する。

##### ③ 作業の時間

故障対策を除き、点検、整備等は乙の就業時間（通常勤務日の勤務時間）内に行い、作業に

必要な時間は当該エレベーター設備の運転を一時休止して行う。

④ 管理責任

乙は、当該エレベーター設備の占有もしくは管理に基づく責任は一切負わない。

⑤ 法律の基づく検査の費用

建築基準法に基づくエレベーター検査の受検費用は本契約には含まない。また、労働安全衛生法によるエレベーター検査が必要な場合の受検費用の他準備並びに立合いの費用についても本契約には含まない。

⑥ エレベーター関連設備のメンテナンス

BGM装置、エアコンディショナー、地震感知器（エレベーター付加仕様以外）、煙感知器、消火設備、防災センター内設置の監視盤（エレベーター付加仕様以外）、一斉放送指令機能を有する集合インターホン等のエレベーター関連設備のメンテナンス（点検、整備）は、本契約に含まない。

(6) 保守用ツール

日立昇降機保全契約書約款の保守用ツール設置条件に記載の内容に関し、乙所有の下記品目を当該エレベーター設備に取付ける。

記

No.	品名
1	メンテナンススイッチボックス本体 (MSB)
2	メンテナンススイッチボックス一時掛けフック
3	メンテナンススイッチボックス収納ボックス
4	長寿命式ガイドレール給油装置
5	点検灯 (ハンドランプ)
6	点検灯掛け金具
7	かご上増灯 (ケーブル含む)
8	命綱取付け用金具
9	ピット入出用手掛け金具
10	乗場ドア解放用ロープ
11	ファイナルリミットスイッチ (FLS) ロック金具
12	非常止め試験用単管パイプ

(7) 業務回数

特記使用書の業務内容について年12回。

また、毎年1回建築基準法による昇降機の定期検査に立ち会うものとする。

## 2.2 自動ドア開閉装置保守

(点検内容)

(1) ドア、サッシ

- ① ドアの傷
- ② 異音
- ③ ガイドレール内の異物
- ④ ドアの間隙（無目、中間方位、枠、ガイドレール、床面）
- ⑤ 全閉時の戸先隙間
- ⑥ ステッカーの確認

(2) 懸架

- ① ハンガーレールの汚れ
- ② 吊車の汚れ、摩耗、損傷
- ③ アームの駆動軸の摩耗
- ④ 吊車の締結、摩耗
- ⑤ ハンガーレールの締結、摩耗

(3) 動力部、作動部

- ① 異音
- ② エンジンの締結
- ③ 駆動軸の変形
- ④ 防振ゴムの変形
- ⑤ 従動プーリの締結
- ⑥ ベルト、チェーン、ワイヤーの締結、張り、摩耗

(4) 制御装置

- ① 開閉速度
- ② クッション作用
- ③ 開き保持時間
- ④ 制御装置の締結

(5) センサー部

- ① センサーの検出範囲
- ② センサーの締結
- ③ 安全用センサーの作動
- ④ 安全用センサーの締結

(6) 電気回路

- ① 総合動作（通常開閉動作、反転動作）
- ② 電線の支持、接続
- ③ 電源、電圧（AC 100V）

(7) 空圧、油圧回路

- ① 機器部からの漏れ

- ② 油量
- ③ 油の汚れ
- (8) 点検回数 年4回 (3ヶ月に1回)

## 2.3 構内電話及びその付属設備保守

- (1) 対象機器 数量
  - ・電子式自動交換機 1式
  - ・中継電話機 6台
  - ・内線電話機 35台
  - ・局線表示盤 1面
- (2) 管理項目、頻度
  - ・電子式自動交換機
  - ・中継電話機
  - ・内線電話機
  - ・局表示盤の保守点検
  - ・月1回

## 2.4 消防設備保守

- (1) 消火器
  - ① 数量等
    - ・加圧式粉末消火器 57本
    - ・強化液消火器 13本
  - ② 管理項目、頻度
    - ・機器点検 年1回
    - ・総合点検 年1回
- (2) スプリンクラー保守点検
  - ① 数量等
    - ・スプリンクラー設備 (開放型)
    - ・加圧ポンプ 150Φ2464 l/min × 67m 2組
    - ・制御盤 2面
    - ・圧力タンク 100 l 1台
    - ・圧力スイッチ 3台
    - ・呼水装置 100 l 2組
    - ・自動警報弁 2組
    - ・表示装置 1面
    - ・自動弁 5組

- ・ 感知ヘッド 238個
- ・ 送水口埋込双方型 1台
- ② スプリンクラー設備（閉鎖型）
  - ・ 加圧ポンプ 100Φ900 l/min × 90m 2組
  - ・ 制御盤 1面
  - ・ 圧力タンク 100 l 1台
  - ・ 圧力スイッチ 6台
  - ・ 呼水装置 100 l 1組
  - ・ 自動警報弁 5組
  - ・ 表示装置 1面
  - ・ 感知ヘッド 735個
  - ・ 送水口埋込双方型 1台
- ③ 屋内消化栓設備
  - ・ 加圧ポンプ 100Φ7504 l/min × 62m 1組
  - ・ 制御盤 1面
  - ・ 圧力スイッチ 21組
  - ・ 屋内消火栓 40Φ 21基
  - ・ 電鈴 21基
  - ・ 呼水装置 100 l 1組
  - ・ 標識灯 21個

(3) 管理項目、頻度

消防法施行規則第31条の4に基づく点検基準により点検

- ・ 外観・機能点検 年1回
- ・ 外観・機能・総合点検 年1回

(4) 自動火災報知設備保守点検 (設備 機種)

設備	機種	外観・機能点検	総合点検
自動火災報知設備	複合盤火60L 防排50L	1台	1台
	副受信機 130回線	1台	1台
	差動式スポット型感知器	5個	5個
	定温式スポット型感知器	24個	24個
	煙感知器	326個	326個
	発信機 1級 (表示灯含む)	21個	21個
	音響装置 電鈴	7個	7個
	配線点検 (絶縁測定)	1式	1式
非常警報機器及び設備	増幅器 360W	1台	1台
	遠隔操作器	1台	1台

	スピーカー (内部)	95個	95個
	スピーカー (外部)	2個	2個
	配線点検		1式
誘導灯及び誘導標識	避難口 大型	20個	20個
	避難口 中型	37個	37個
	避難口 小型	2個	2個
	室内通路 大型	1個	1個
	室内通路 中型	18個	18個
	室内通路 小型	9個	9個
	客席誘導灯	60個	60個
防排煙制御設備	ダンパー	24個	24個
	排煙口	15個	15個
	排煙機・空調機連動試験	3台	3台

(5) 管理項目、頻度

- ① 外観・機能点検 年 1回
- ② 外観・機能・総合点検 年 1回

(6) その他消防用設備

- ① 設備 機種
  - ・ 誘導灯設備
  - ・ 非常放送設備
- ② 管理項目、頻度
  - ・ 外観、機能点検 年 1回
  - ・ 外観、機能、総合点検 年 1回

## 2.5 建築物点検業務

(1) 実施業務

- ① 建築設備点検 1回/年
- ② 特殊建築物定期調査 1回/2年

(2) 業務内容

- ① 建築基準法第12条第2項または官公庁施設の建設等に関する法律(以下「官公法」という。)第12条1項に基づく点検
- ② 建築基準法第12条4項または官公法第12条第2項に基づく点検
- ③ 官公法第13条第1項に基づく「国家機関の建築物及びその付帯設備の保全に関する基準」に規定する支障がない状態を確認するための点検

(3) その他

業務の実施にあたっては、施設の運営に支障を及ぼさないよう十分注意する

## 26 緑地管理業務

数量等 種別	数量
芝生刈り込み	2,820 m <sup>2</sup> × 年4回
除草(人力)	4,000 m <sup>2</sup> × 年4回
寄植え剪定(低木)	年1回
生垣剪定	年1回

## 27 プラネタリウム保守点検仕様書

### (1) プラネタリウム保守点検

年2回(春・秋)

(内容)

- ① 本体投映機及び附属投映機の点検・調整
- ② 本体投映機及び附属投映機の定められた電球等の交換  
(サイクルは定めず、点検時必要と判断し交換する。)
- ③ 電気配線の点検及び補修
- ④ 部品定格の点検及び補修
- ⑤ 電動機・ブラシ・スリップリングブラシ等摺動部の点検・清掃
- ⑥ 各運動系の点検・調整(日周、年周、緯度変化、歳差、架台回転)
- ⑦ 各部のゆるみ点検、調整
- ⑧ 各部の清掃・注油
- ⑨ 各光学系の清掃、調整
- ⑩ 座標系の点検、調整
- ⑪ 惑星棚の点検、調整
- ⑫ 保守物件全般の運動状態の確認

### (2) 保守点検(昇降装置)

年1回 適当な時期に行う。

(内容)

- ① 電動機(モーター)の点検
- ② 減速機・シーブの点検・調整
- ③ ロープ・チェーンの点検・調整
- ④ 制御盤及び機器の点検・調整
- ⑤ レールの回りの点検
- ⑥ 各リミットスイッチの点検・調整
- ⑦ フレーム回りの点検・調整
- ⑧ 各押釦及びスイッチの点検・調整
- ⑨ 各部グリース・アップ、各ボルト増し締め

(3) 消耗品

次の消耗品を供給する。

- ① 恒星電球 (J C D 100V 1000W L2N20331-0001) 2ケ
- ② 黄極恒星電球 (JCB 100V 150W L2N20330-1501) 2ケ
- ③ 恒星ソケット(J-10) 2ケ
- ④ 黄極恒星ソケット(J-11) 2ケ
- ⑤ マルチスライド電球 (EXR 82V 300W L2N20330-3004) 4ケ
- ⑥ スカイライン投映機電球  
(JCD100L タイプ 100V 150W L2N20330-1503) 1 2ケ
- ⑦ズームスライドZ-1 電球 (JC24V 250W L2N20340-2501) 2ケ

(4) その他

投映機の故障で投映不能、或いは著しく困難になった時は速やかに復元しなければならぬ。